

平成25年12月1日

- 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第3条第4項（平成23年4月1日施行）に規定する「重要な事項」の説明に係る考え方は、以下のとおりです。

### 1. 債券一般について

Q：債券の販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：個人投資家に債券を販売するに当たっては、募集・売出時における目論見書による説明及び本協会規則に基づく知識の啓蒙（注1）等に加え、債券投資の参考情報（価格情報）の入手方法について、当該事項を記載した書面を交付する等の方法により、個人投資家に説明する必要があると考えられます。

なお、具体的な説明事項としては、次の内容が考えられます。

（注1）本協会規則に基づく知識の啓蒙とは、次の条文が該当します。

- ・公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則第14条第2号
- ・外国証券の取引に関する規則第12条第2号

（注2）当該事項を記載した書面を交付する等の方法としては、本件に係る説明事項のみを記載した書面を用いる方法のほか、上記協会規則に基づく知識の啓蒙に用いるリーフレットに当該内容を記載し交付する方法や、外国債券については外国証券情報に記載して交付する方法など、様々な方法が考えられます。（外国債券については、「当社において販売いたしました外国債券の価格情報の状況等につきましては、当社にお問い合せください。」旨の記載内容になる場合が多いと考えられます。）

〈価格情報の入手方法を記載した書面（例）〉

国内債券用

#### 債券投資の参考情報の入手方法について

日本証券業協会では、投資者の皆様が公社債の店頭取引を行う際の参考情報として「売買参考統計値」及び「個人向け社債等の店頭気配情報」を原則として毎営業日発表しております。これらの情報は、インターネット（日本証券業協会のホームページ <http://www.jsda.or.jp/>）や一部の新聞等において

もご覧になれます。

また、当社の店頭においても、これらの価格情報のほか、証券取引所における約定価格（又は最終気配）をお問い合わせいただけます。

## 2. 店頭デリバティブ取引等について

Q：店頭デリバティブ取引等の契約における「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）と店頭デリバティブ取引等（定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等（「CFD取引に関する規則」第3条第1号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引、金商業等府令第116条第1項第3号イ又はロに規定する取引並びに「バイナリーオプション取引に関する規則」第2条第7号に規定するバイナリーオプション取引等<sup>※</sup>を除く。以下同じ。）及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。）を行う場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

- ① 店頭デリバティブ取引等の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定損失額（試算額）
- ② ①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）
- ③ 原則として中途解約できないものである場合にはその旨
- ④ 中途解約すると解約清算金が発生する場合にはその旨及びその解約清算金（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金（試算額）及びその解約清算金（試算額）を超える可能性がある場合にはその旨を含む。）
- ⑤ 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）

なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額及び④の最悪シナリオを想定した解約清算金に関する説明方法については、「8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。

※ バイナリーオプション取引等に関する「重要な事項」については、「バイナリーオプション取引に関する規則」第12条第2項に基づき、顧客に対し取引説明書を交付し、説明を行ってください。

### 3. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について

Q：店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債を販売する場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

- ① 仕組債の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定損失額（試算額）
- ② ①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）
- ③ 中途売却する場合における売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。）
- ④ 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。))

なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額及び③の最悪シナリオを想定した中途売却額に関する説明方法については、「8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。

### 4. EBについて

Q1：EBの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：EBの販売に当たって、顧客に対し説明すべきEBの商品性に係る重要な事項としては、上記3の他、次の事項が挙げられます

（注）日経平均リンク債など株式市場の相場により償還条件が決まるものについても、同様の事項が顧客に対し説明すべき商品性に係る重要な事項と考えられます。

#### 1. EBの商品内容

- ・EBは、主に、対象銘柄に係るオプションを内包している商品であり、将来の対象銘柄の株価の動向によっては、債券というよりは対象銘柄を現物で購入するのと同様の経済効果を持つことについて十分な説明を行う必要があります。
- ・当初価格（発行条件設定の基礎となった対象銘柄の価格又は当該価格に準ずるものとして各社において定める価格をいう。）、権利行使価格、

利率、償還期限等について十分な説明を行う必要があります。

- ・他社株への転換に係る事項（権利行使価格と勧誘時における対象銘柄の株価の水準（勧誘時の株価、前場の終値、前営業日の終値等をいう。以下同じ。）の乖離幅、ロックイン条項その他の権利行使に係る特約等）について十分な説明を行う必要があります。
- ・投資判断時の対象銘柄の株価水準によってはE Bに係る発行条件が当初価格の決定時点と比較して顧客にとって不利なものとなること及び当初価格と勧誘時における対象銘柄の株価の水準との乖離幅について十分な説明を行う必要があります。

## 2. E Bのリスク等

- ・金融商品販売法に基づく重要事項の説明はもちろんですが、株式で償還する場合、そのときの株価によっては実質的な償還金額が投資元本を下回るリスクがあることについて十分な説明を行う必要があります。
- ・E Bの投資効果について、将来の対象銘柄の株価の変動が与える影響をグラフを利用するなどにより顧客が理解しやすいような方法で説明を行う必要があります。その際、E Bは、対象銘柄を現物で購入する場合と同様に、対象銘柄の株価の下落に伴い損失も拡大するリスクがあることについて十分な説明を行う必要があります。

## 3. その他

- ・利息、償還差損益等に係る税務上の取扱い及び中途換金に関する事項等について説明を行う必要があります。

(注1) 上記の事項は、一般的なE Bの重要な事項についての考え方を示したものです。したがって、E Bの商品性等によっては上記以外の事項についても説明が必要となることがあります。

(注2) 募集・売出しによりE Bを販売する場合には、上記の事項を含め、目論見書の内容に沿った説明を行うこととなります。

**Q 2 : Q 1 のほか、募集・売出期間経過後のE Bの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。**

A : 社内ルール等(注)に基づいて算出した適正な取引価格を提示し、取引しなければなりません。それに加えて、上記の重要な事項を十分に説明する必要があります。

(注) 「公社債店頭取引における公正性確保のためのガイドライン」及び「外国株券等及び外国債券の国内店頭取引における公正性確保のためのガイドライン」を参照してください。

## 【その他の関連Q&A】

Q：上記のほか、今後のEBの取扱いに関して注意すべき事項はありますか。

A：EBに係る償還条件決定の際の対象株式の売買に当たっては、作為的な相場形成等の法令に抵触することのないよう注意しなければなりません。

### 5. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について

Q：店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を販売する場合には、目論見書に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

- ① 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の対象となる金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）
- ② ①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）
- ③ 中途売却する場合における中途売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。）
- ④ 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）

なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額の説明方法及び③の最悪シナリオを想定した中途売却額に関する説明方法については、「8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。

### 6. レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託について

Q：レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託（取引所金融商品市場に上場されているもの又は5. に該当するものを除く。以下6. において同じ。）の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）にレバレッジをかけることを運用方針としている投資信託を販売する場合には、他の投資信託と同じく、目論見書に記載されているファンドの目的・特色、リスクや手数料等を説明します。さらに、特に次の事項について説明を行うことが考えられます。

なお、説明に当たっては、顧客の理解を十分に得るように行うことが大切であることから、理解を得たことを確認するために、例えば、確認書の受け

入れを行うなども考えられます。

- ① 対象となる指数に対して一定倍率での投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が下落した場合、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があること。
- ② 当該投資信託がブル・ベア型である場合は、ベア型については、対象となる指数に対して一定倍率反対となる投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が上昇した場合に、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があること。

## 7. 同一外貨建商品間の乗換えについて

Q：同一外貨建商品間の乗換え勧誘に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：商品に関する一般的な説明に加え、同一外貨建商品間の乗換え（売買）に関し、外貨決済が可能な場合にはその旨を十分に説明し、また、外貨決済が可能であるにもかかわらず顧客の指示等により円貨により決済を行う場合には、円貨に一旦換算することにより、為替換算に係る往復の費用を顧客が負担することとなる旨を十分に説明する必要があります。

さらに、当社において当該外貨について外貨決済の取扱いを行っていない場合には、決済が円貨により行われる旨を顧客に十分に説明する必要があります。

（注1）同一外貨建商品間の乗換え勧誘には、債券と投資信託の乗換え勧誘のように異なる種類の有価証券間の乗換えも含まれます。

（注2）同一外貨建商品間の乗換えについては、平成12年3月29日付会員通知（日証協（会規）11第50号）「証券投資信託及び外貨建商品の乗換え時における不適正な投資勧誘について」及び同日付会員通知（日証協（会規）11第51号）「証券投資信託及び外貨建商品の乗換え時における不適正な投資勧誘の具体的事例について」も参照してください。

## 8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について

Q1：店頭デリバティブ取引や、それに類する複雑な仕組債・複雑な投資信託の重要な事項である「最悪シナリオを想定した想定損失額」（契約満了時・償還時）はどのような説明が必要ですか。

A：「最悪シナリオを想定した想定損失額」については、当該取引によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを顧客に分かりやすく説明を行うことが必要です。そのためには、次の2つの方法が考えられます。

（注）このQ1では、店頭デリバティブ取引においては契約期間全体（「契約満了時」

と記します。)を通じての想定損失額、店頭デリバティブ取引に類する仕組債及び投資信託においては償還時の想定損失額の説明について解説しています。中途解約又は中途売却時の想定損失額についてはQ3を参照してください。

- ①参照する金融指標の過去の値動き（トラックレコード等）に照らした場合にどのくらいの損失が生じる可能性があるか
- ②参照する金融指標が下がった（上がった）ときにどの程度損失が生じるか（金融指標の下落（上昇）水準を複数設定し、それぞれどの程度損失が生じるか）

①を「ヒストリカルデータによる説明」、②を「損失シミュレーションによる説明」と呼びます。最悪のシナリオを想定して顧客に損失額を分りやすく伝えるという意味では、説明用資料には原則として①を記載する必要があります。

しかし、①については参照すべき過去のレコードがない場合や、商品性からみてヒストリカルデータによる計測がそぐわないもの（商品例は付記参照）もあると考えられます。このような場合は、例えば、②を記載し、それに加えて①を記載しない（できない）理由、どのような場合に最大の損失が生じる可能性があるか等に関する説明文章を加えるなどの対応を行うことが考えられます。

なお、①を記載する場合であっても、商品性に応じて②を併せて記載するなどして説明することを妨げるものではありません。

また、①はあくまでも過去の経験値に基づく算出であることを踏まえ、前提と異なる状況になった場合にはさらに損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）についても併せて記載する必要があります。「前提と異なる状況になった場合にはさらに損失額が拡大する可能性があること」の記載は、全ての店頭デリバティブ取引やそれに類する仕組債及び投資信託に必要なものですが、特に、過去には大きな指標の変動はなかったものの、商品性から見て①で算出した数値を大きく超える損失が生じる可能性が十分に想定される商品等の場合は、顧客が①の範囲でしか損失は発生しないとの誤解をしないように、説明を工夫することが考えられます。

一方、①を記載しない明確な理由がない場合には、②のみの記載とはせず、①も併せて記載する必要があります。

いずれの場合でも、当該取引によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを分かりやすく、かつ誤解を与えないように顧客に説明する、という趣旨を踏まえた記載となるよう留意してください。

<ヒストリカルデータによる計測がそぐわない商品例>

- ・参照金融指標に過去実績がない商品（類似性のある値動きを考えると考え

られる指標で代替できる場合は、当該代替指標によりヒストリカルデータによる説明を行う。)【例：上場後日の浅い個別株式や新規設計の金融指標を参照するもの、ロックイン条項付であるが過去データに照らすとロックイン水準に達したことがないもの、等】

- ・参照金融指標が多岐にわたるなど、経験に基づく最悪のシナリオの想定が困難と考えられる商品【例：多数の個別株式を参照し、それぞれにロックイン価格が設定されており、ロックイン銘柄数などにより償還価格が変動するもの、等】
- ・当該商品の価格又はキャッシュフローが、参照指数が一定の条件となれば0(ゼロ)、そうでなければ100となるというように、想定最大損失としては100%(商品価格は0(ゼロ))としか表現しようがない商品【例：償還時の参照株式の株価が一定水準以下になれば0(ゼロ)、それ以外の場合は額面100%償還となるもの、金利スワップで変動金利が0%となる場合が最大損失となるもの、等】
- ・発行体等の個別企業の信用リスクを参照金融指標とする、又は信用リスクのみが償還金額の毀損要因となる商品【参照企業にクレジットイベントが発生した場合に価格が変動するもの、発行体にクレジットイベントが発生した場合以外は額面100%で償還するもの、等】
- ・長期間にわたり、安定的に推移している金融指標を参照する商品【例：円金利を参照するもの、等】

等

※なお、この商品例に記載された商品であったとしても、協会員がヒストリカルデータによる計測が可能と合理的に判断する場合(償還時には計測不能でも中途売却時の計測は可能と判断する場合を含む。)には、その計測についての説明用資料への記載を妨げるものではありません。

Q2：ヒストリカルデータを用いて想定損失額を説明する場合、どの程度の期間を参照すればよいですか。また、損失額はどのように計算すればよいですか。

A：参照期間について何年間と定めていません。ただし、ヒストリカルデータを用いるのは、最悪のシナリオとなったときに想定される損失を分りやすく示すことが目的ですから、協会員が当該商品の商品性に照らし合理的と考えられる期間で、かつ当該参照データが極めて大きく変動したと判断する時期を含んだ期間とすることが望ましいと考えられます。必ずしも、当該商品が参照する金融指標の残存する全ての期間のデータを対象とする必要はありませんし、複数の金融指標を参照する場合に、用いられるヒストリカルデータの参照期間が一致しなくてもかまいません。ただし、これら



は顧客に十分理解されることが前提となることに留意が必要です。

想定損失額の計算方法は協会員が、顧客にとって分かりやすく、最悪のシナリオを合理的に想定できると考える方法で行っていただいかまいません。例えば、参照期間中の最大値と最小値の変化率を基に算出する方法や、販売する当該金融商品の償還年限に合わせて、参照期間中の当該年数での最大の下落率を基に算出する方法などが考えられます。ただし、当該金融商品の償還（契約）年限が超長期となるものや、反対にごく短期間のものなどは後者の方法は適さない場合があると考えられます。

算出方法は、自社が取り扱うすべての取引や商品において、必ずどちらかの方法に統一しなければならないものではありませんが、少なくとも同種の取引や商品では可能な限り同じ算出方法とするなど顧客に誤解を与えないように留意することが必要です。

説明に用いるヒストリカルデータの数値等は、定期的に見直す必要があります。

なお、参照する金融指標の現在の値が、既に説明資料に記載されている最悪のケースに比して大きく変動しているような場合には、速やかな記載の変更が必要と考えられます。特に現在販売中の商品に関して、このような状況が生じた場合には顧客に対して当該状況について十分に説明することが必要です。

Q3：店頭デリバティブ取引や、それに類する複雑な仕組債・複雑な投資信託の重要な事項である「最悪シナリオを想定した中途売却額（解約清算金）」はどのような説明が必要ですか。

A：「最悪シナリオを想定した中途売却額（解約清算金）」についても、「最悪シナリオを想定した想定損失額」と同様に、原則として①ヒストリカルデータによる説明を記載する必要があると考えられます。

なお、中途売却額（解約清算金）については、償還（契約満了）時とは異なり、店頭デリバティブ取引においては解約に伴う違約金の発生の有無、仕組債の場合は売却時の当該債券の流動性の状況や残存期間の利回り水準等も影響することとなりますので、説明用資料の作成に当たっては中途売却（解約）における条件（違約金の有無、どの時点での売却を想定するかなど）を留意事項として明示するなどの工夫が必要です。それらを踏まえたうえで、例えば、店頭デリバティブ取引について、中途解約時に発生する解約清算金の算出が真に困難であって、①を記載しない（できない）場合や補足説明をする場合には、②損失シミュレーションによる説明をすることが考えられます。ただし、②による説明のみでは、想定損失額を適切

かつ十分に説明できない場合もあると考えられます。

そのような場合には、②で想定される理論的な価格水準を示すなどしたうえで、①による説明に代えて、次のような説明をすることもよいと考えられます。

(i) 取引の解約に伴い、協会員が第三者との間で行う代替契約の締結又は反対売買によって、費用又は損失が生じること、(ii) 当該費用又は損失については、解約清算金(違約金)として、中途解約時に顧客が負担することとなること、(iii) 当該解約清算金(違約金)については、想定額の算出が不可能であること、(iv) したがって、想定損失額の算出が困難であること、(v) 顧客が支払う解約清算金(違約金)は、「最悪シナリオを想定した想定損失額」(契約満了時)をも上回る可能性があること、を示すことなどが考えられます。

また、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・複雑な投資信託についても、当該商品に十分な流動性がないなどの理由で、中途売却額(解約清算金)の適切かつ十分な説明が真に困難と考えられる場合には、上記と同様に、②で想定される理論的な価格水準を示すなどしたうえで、算出が困難であることの理由を明記し、理論的な価格水準を上回る損失が生ずることがあることについて説明する方法も考えられます。

以 上